

# 都市ガスの需要対策について

2022年 7月11日

資源エネルギー庁

## 本日議論いただきたい事項

- 都市ガス事業者は、安定供給の観点から、LNGの長期契約比率が高く、原料供給途絶リスクや需要増加リスクを想定したLNG在庫を確保しており、これまで都市ガスの需給ひっ迫は生じていない。
- 国際的なLNG調達環境が厳しさを増しているが、長期契約による調達に支障が生じた場合には、まずはLNGの確保・調達の対応を最大限講じることで需給ひっ迫の発生を防ぐことが基本となる。その上で、需給ひっ迫の状況が生じる又は生じるおそれがある場合には、その状況に応じて、生活や経済活動に支障を生じない範囲での自主的な節ガスの取組や、自主的な節ガスの取組を超えた需要対策等により対応することとなる。
- 都市ガスについては、このような需給ひっ迫の対応の実施はこれまで無かったが、万が一の事態にも備える観点から、対応の実施に関し検討が必要な論点について、ご議論いただきたい。

# 本日議論いただきたい事項

- 国際的なLNG調達環境が厳しさを増している中、予定していたLNG調達が何らかの理由で相当の期間停止し、ガス小売事業者が必要な供給力を確保できない、都市ガスの需給ひっ迫状況への対応について検討し、準備することが重要。その際、需要側における対応は、国民生活や経済活動に影響を与えるため、

(1) **まずはLNGの確保・調達の対応を最大限講じることで、需給ひっ迫の発生を防ぐことを基本としつつ、**

(2) **状況に応じて需要家の生活や経済活動に支障を生じない範囲での自主的な節ガスの取組を講じる。**

(3) **その上で、需給ひっ迫が解消しない場合には、自主的な取組を超えた需要対策、小売事業者による取組、代替手段の活用等により対応する。**

- 本日は、上記の基本的な考え方を踏まえ、以下の論点について議論いただきたい。

論点1． LNGの在庫確保・追加調達

論点2． 需給ひっ迫が懸念される場合の需要家への節ガス要請等のあり方

論点3． 自主的な節ガスの取組を講じても需給ひっ迫が解消しない場合の、需要対策、小売事業者の準備と対応、代替手段の活用等

論点4． 今後の検討の進め方

# 都市ガスの需要対策の検討の方向性 (案)

- **原料調達リスク**を踏まえ、これまで需給ひっ迫による需要対策を行った例のない都市ガスについても、電力の需要対策に倣い、需給ひっ迫の**段階に応じた需要対策の考え方を整理し、需要対策の具体的検討**を行うこととしてはどうか。
- また、都市ガスの需要対策は、供給ネットワークのあり方や小売事業者毎のLNG調達先の違いを踏まえ、全国一律ではなく、供給ネットワーク単位・小売事業者単位での差異ある対策も想定する必要があるのではないか。

手段の種類	需要対策の手段(案)
自主的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標の無い節ガス要請</li> <li>・ 節ガス協力の呼びかけ</li> <li>・ 具体的な節ガスメニューの提示</li> </ul>
自主的な取組を超えた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標付き節ガス要請</li> <li>・ 需要調整の契約条件等に応じた需要の調整</li> <li>・ 供給約款の規定に基づくガスの供給の制限の実施</li> <li>・ 小売事業者毎の需要抑制に係る計画の作成・実施</li> </ul> <p><b>※上記のような手段案の実施について、実効性と実態を踏まえた検討が必要。</b></p>
規制的手段	<p><b>※上記の需要対策では対応できない需給ひっ迫に備えた、電気の使用制限令のような手段について検討が必要。</b></p>

## 【参考】需給ひっ迫度に応じた需要対策

- 過去、電力需給が厳しいと見込まれるときは、需給のひっ迫度に応じ、以下のような需要対策を講じてきている。

段階	需要対策の手法	節電規模	過去の例
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標のない<b>節電要請</b></li> <li>・節電協力の<b>呼びかけ</b></li> <li>・具体的な<b>節電メニュー</b>の提示</li> <li>・DRへの協力の呼びかけ</li> </ul>	▲0～5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年度以降、毎年実施</li> </ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>数値目標付き節電要請</b></li> <li>・<b>業界毎の節電計画</b>の作成</li> </ul>	▲5～10%	<p>【数値目標付き節電要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年度夏季 関西・九州▲10%、北海道▲7%、四国▲5%</li> <li>・2012、13年度冬季 北海道▲7%、▲6%</li> </ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>電気使用制限令</b>の発令</li> </ul>	▲10%～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1974年1～3月 全国▲20%(※kWh)</li> <li>・2011年7～9月 東京・東北▲15%</li> </ul>

## 【参考】6/30電ガ小委での委員ご意見

- ガスの利用を電気に代えるという話ではなく、電気とガスの使い方をセットで検討していく必要がある。【岩船委員】
- 都市ガスは全ての人が利用しているわけではないため、ガス小売事業者の役割が重要。小売事業者を窓口にして対応していく必要あり。【岩船委員】
- 事業者だけで節ガスを進めるのは難しいため、国の関与も重要。【秋元委員】
- LNGの代替調達については、短期・長期の時間軸でそれぞれ政策を検討するべき。短期的にはロシア以外から代替調達を行いつつ、節ガスを行うということだと考える。長期的には、代替ガスを製造することを考えていかないといけない。【松橋委員】
- 平時の事業者努力は当然だが、ここで想定しているのはレベルの上昇したエネルギー安全保障に関わる状況であり、事業者努力だけでは困難。何週間もの我慢を要する節ガスという話。電力用や大口需要家のLNGの配分の問題については、国が関与して行うべき。【村松委員】
- 情報発信の内容については慎重な検討が必要。情報を出すことによってLNG調達に弊害が生じないようにすべき。【村松委員】
- 合理的な整理がされている。これは安全保障レベルの懸念への対応である点に注意すべき。2021年度冬に電気では燃料制約が起きたが、ガスでは起きなかった点や、ガス業界は長期契約の割合を高く維持してきた点、その結果としてこれまで問題を生じさせてこなかったことを踏まえて整理すべき。【松村委員】
- 論点1については、ガス業界としてはガイドラインを策定し、一時的な原料不足に対応することとしている。サハリン2の供給途絶といった国内のエネルギー供給に甚大な影響を与える事象については、事業者や業界の努力だけでは解決しえないことも懸念しているため、エネルギー全体をとらえた議論を行っていただきたい。LNG価格高騰局面では融通も含めた追加調達が事業者の経営に大きな影響があるのでその観点も踏まえて議論していただきたい。【ガス協会 早川オブザーバー】
- 論点2については、節ガス要請を行うにあたっては顧客の理解が必要なため、情報提供の在り方を業界としても検討していく。他方、電気とガスの供給は異なるので、その違いも踏まえた丁寧な議論をお願いしたい。【ガス協会 早川オブザーバー】
- 論点3については、取組の実効性を高める観点からも国からの支援策を検討していただきたい。【ガス協会 早川オブザーバー】

# 都市ガス需給ひっ迫時の取組内容のイメージと論点

- 段階に応じた需要家、小売事業者の取組内容のイメージと論点は以下のとおり。

ひっ迫の度合い



	自主的な節ガスの取組の段階	自主的な節ガスの取組に加えて個別の需要家の需要抑制を要する段階
需要家	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給エリア内の全ての需要家による生活・経済活動に支障を生じない範囲での節ガス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給エリア内の全ての需要家による生活・経済活動に支障を生じない範囲での節ガス</li> <li>● 個別の需要家の需要抑制</li> </ul>
ガス事業者 ※卸元事業者を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給エリア内の全ての需要家への節ガスの要請</li> <li>● 需要家への情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給エリア内の全ての需要家への節ガスの要請</li> <li>● 需要家への情報の提供</li> <li>● 個別の需要家の需要抑制</li> </ul>
国	※各段階における国の関与のあり方について検討。(論点3(6))	
	論点2(1)節ガス要請の範囲 論点2(2)節ガス要請に係る情報提供のあり方 論点2(3)経済DRの活用可能性	論点3(1)更に一定程度の節ガスの取組を要請する場合のあり方 論点3(2)個別需要家に需要抑制を求める場合のあり方 論点3(3)自主的な取組以上の需要抑制を求めることが難しい需要家の類型 論点3(4)ガス小売事業者の需給ひっ迫時の準備・代替手段の活用 論点3(5)都市ガス供給ひっ迫を想定した産業需要家の事業継続計画の準備